

2021年7月27日

議会運営委員会資料

令和3年8月24日



かすみがうら市議会  
議長 岡崎 勉 様



原水爆禁止日本国民会議

共同議長 川野 浩一

金子 哲夫

藤本 泰成

茨城平和擁護県民会議

代表 鈴木 博久

井坂 章

脱原発とうかい塾

世話人代表 相沢 一正

## 核兵器禁止条約の批准および東海第二原発の廃炉むけた要請

広島・長崎への原爆投下からこの夏で76年になろうとしています。あの暑い夏の日に、筆舌に尽くしがたい苦しみに見舞われ、その後今日まで生き抜いてこられた被爆者の方々は、高齢化の中で残された時間も少なくなっています。にもかかわらず残された国家補償や原爆症認定、在外被爆者(特に在朝被爆者)多く、その解決は急がれています。

一方で、今年1月22日に発効した「核兵器禁止条約」の成立によって、核兵器の違法性を国際社会が認めました。しかし、唯一の戦争被爆国の日本政府は、それをいまだ認めていません。ヒロシマ・ナガサキの惨禍を受け、核兵器の恐ろしさを何よりも知る日本が率先して批准し、世界に働きかけるべきところ、米国の「核の傘」に依存し、核抑止力を認めていくことは、再び核の惨禍を引き起こすことにつながるものです。

また、県内にある東海第二原発の再稼働は、大きな問題です。東海第二原発は、運転開始からすでに44年が経とうとする老朽原発で、2011年の東日本大震災では、外部電源が失われ、5メートル超の津波に襲われた被災原発です。原発の運転期間 40年という原則を無視して東海第二原発は60年まで稼働させようとしています。東海第二原発の再稼働は、老朽化に伴う事故や被曝の危険性を高めるものです。

東海第二原発をめぐっては、水戸地裁が3月18日に、30キロ圏内の住民の訴えを認め、運転を差し止める判決を下しました。東海第二原発の30キロ圏内には約94万人の市民が暮らし、実効性ある避難計画の具体的策定ができていないと指摘しました。まさに住民の安心・安全を第一に考えれば、廃炉しかありません。また、周辺自治体や住民も強い反対の意思を示しています。東海第二原発で大事故が起これば、放射能の影響は甚大で、多くの被害を生み出すことは明らかです。福島原発事故以降、原子力の「安全神話」は崩壊しました。第二、第三の「フクシマ」の再現は許されません。

すでに日本の原子力政策は行き詰りを見せていました。原子力は「廃炉の時代」を迎えていました。地球温暖化対策には役に立たず、むしろ処理処分の難しい核のごみを生み出すだけです。一刻も早く東海第二原発の廃炉を求めるとともに、原子力政策の転換が必要です。

これらを踏まえ、貴自治体に対して下記の要請をさせていただきます。

記

1. 日本国政府に対して「核兵器禁止条約」の批准を求めてください。

2. 東海第二原発の再稼働を許さず、廃炉を求めてください。

以上